

## 原告ら準備書面（1）陳述要旨②

平成28年2月25日

名古屋地方裁判所民事9部A1係 御中

原告 和田四十八

私は、昭和23年生まれで、現在68歳です。年金引き下げを不服とする今回の裁判に原告の1人として参加しました。

戦後、食べる物もない中、ガスが止められ家の塀まで壊して<sup>た</sup>焚き付けにしたりするほど苦しい生活をしてきました。集団就職が当たり前の時代、中学校を卒業してすぐに町の小さな鉄工所で働き始めました。

19歳から21歳までの2年間、アルバイトをしていたときは、国民年金への切り替えなど、行政からのお知らせは何もありませんでした。その後、60歳の定年まで、金型フライス関係の工場2ヶ所で、現場労働者として働き続けました。

私は、もともと気管支が弱く、長時間、働くことが困難でした。60歳の定年退職の際、引き続きどうかとも言われましたが、これ以上働くことが難しく、60歳で定年退職しました。働いている間、決して楽ではありませんが、老後の生活を支えるためだと思い年金を支払ってきました。国民年金を15年、厚生年金を25年余り掛けてきました。60歳で定年退職となり、これでようやく年金が支給され、少しは楽な生活が出来ると思いました。

ところが、60歳で支給されると信じ、積み立ててきた年金の支給開始年齢が原則65歳に引き上げられてしまいました。先ほど述べたように、気管支炎の持病を持つ身では再就職もままならず、減額を承知のうえで、60歳で前倒しの手続きをせざるをえませんでした。いざ請求する段階になり、支給開始年

齢を引き延ばすなんて、約束違反ではありませんか。

年金額は税金などを引かれると1ヶ月11万円ほどで、今は妻と二人の生活ですので、妻の国民年金とあわせ何とかやり繰りして生活はできています。しかし、今後、一人身になったら、今の年金額では施設にも入れません。気管支炎の悪化や、別の病気にかかったら医療費が払えるのかと不安で一杯です。

相次ぐ減額で年金だけの生活では苦しいなか、介護保険料の値上げなどによって、可処分所得は低下し、生活はどんどん苦しくなっています。年金支給開始年齢の引き延ばしに加え、今回の年金引き下げは、私にとって「長生きするな」「死ね。」と言われているように聞こえます。少なくとも、私のような低額の年金者まで引き下げをするのはどう考えてもおかしいと思います。若い世代の生活が大変なのはそうだと思いますが、きちんと年金を積み立ててきたにも関わらず、今回、約束に反して年金が減額され、生活が脅かされるのは納得いきません。世代間とか制度の問題にすり替えるのではなく、私たち1人1人の苦しい生活状況にきちんと目を向けてほしいと思います。

国が人として生きる為の社会保障を充実し、安心して暮らせるように憲法第25条に沿った社会保障をしてほしいと切に願います。老後の生活保障としての年金を引き下げないで下さい。高齢者も現役労働者も老後が安心できるように年金引き下げをしないで下さい。

以上